

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和6年5月24日（金） 8：12～8：22

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣
松 本 剛 明 国務大臣（総務大臣）
小 泉 龍 司 国務大臣（法務大臣）
上 川 陽 子 国務大臣（外務大臣）
盛 山 正 仁 国務大臣（文部科学大臣）
武 見 敬 三 国務大臣（厚生労働大臣）
坂 本 哲 志 国務大臣（農林水産大臣）
齋 藤 健 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）
伊 藤 信太郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
木 原 稔 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
土 屋 品 子 国務大臣（復興大臣）
松 村 祥 史 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
加 藤 鮎 子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
新 藤 義 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
自 見 はなこ 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠 席 者：鈴 木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：村 井 英 樹 内閣官房副長官
森 屋 宏 内閣官房副長官
栗 生 俊 一 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	7 件
○国会提出案件	11 件
○公布（条約）	2 件
○公布（法律）	2 件
○政令	7 件
○人事	5 件
○配布	1 件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、村井副長官から御説明申し上げます。

○村井内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「地域再生基本方針の一部変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、地域再生法の改正に伴い、まち・ひと・しごと創生交付金を充当する事業に関する地方債の特例を追加する等の変更を行うものであります。

次に、「日・アンゴラ投資協定」及び「日・EU経済連携協定改正議定書」の締結及び公布について、御決定をお願いいたします。これらの条約は、今国会で承認を得たものであります。

次に、「森林整備保全事業計画」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、農林水産大臣から御発言があります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、施設・区域の追加提供等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、日米共同訓練を実施するため、海上自衛隊八戸航空基地の一部土地を追加提供するもの等、計5件であります。

次に、「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、外務大臣から御発言があります。

次に、ILO総会で採択された条約及び勧告に関する報告書を国会に提出することについて、御決定をお願いいたします。本件は、今年の総会で採択された「安全かつ健康的な作業環境を基本的な原則として承認することに伴う補充的な基準の改正に関する条約」及び「同勧告」、並びに「質の高い見習制度に関する勧告」について、国会に提出するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書9件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「再資源化事業等高度化法」外1件が、22日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令7件について、御決定をお願いいたします。まず、「船舶活用医療推進法の施行期日令」は、同法の施行期日を本年6月1日とするものであり、「船舶活用医療推進本部令」は、同本部の内部組織等について、定めるものであります。また、これに伴い、同本部の副本部長を内閣官房長官、防災担当大臣及び厚生労働大臣とすること、並びに、事務局職員の任命権を本部長等に委任することについて、あわせて御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、松村大臣から御発言があります。

次に、「景品表示法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年10月1日とするものであり、「同法施行令の一部改正令」は、同改正法の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものであります。

次に、「入管法等の一部改正法の施行に伴う関係整備政令」は、同改正法の施行に伴い、領置物件の公売に係る公告の方法を定める等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「毒物及び劇物指定令の一部改正令」は、最新の科学的知見及び薬事・食品衛生審議会の答申を踏まえ、新たに劇物の指定等を行うものであります。

次に、「物流効率化法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年6月1日等とするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、岸田内閣総理大臣が、第9回日中韓サミット出席等のため、26日から27日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、大韓民国駐箚大使相星孝一外1名を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、厚生労働大臣政務官塩崎彰久に、第77回世界保健総会日本政府代表を命ずること等について、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、簡易裁判所判事に任命するもの外2件について、御決定をお願いいたします。

次に、茅原紘外745名の叙位等、叙勲又は紺綬褒章等授与について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外の配布資料といたしまして、「消費者物価指数」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。なお、本件の公表時刻は8時30分ですので、それまでの間、不公表となります。

○林国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、農林水産大臣。

○坂本国務大臣：森林整備保全事業計画は、森林法に基づき、森林整備事業及び治山事業の目標などを5年ごとに策定するものです。今回、策定する計画は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等、森林の持つ多面的機能の発揮を図ることを旨として、令和6年度から5年間を計画期間とするものです。関係閣僚の皆様におかれましては、森林の整備・保全を本計画に基づき計画的に推進していくため、格段の御協力をお願いいたします。

○林国務大臣：次に、外務大臣。

○上川国務大臣：ロシア連邦によるウクライナ侵略を受け、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、①ロシア連邦の関係者に対する資産凍結等の措置、②ロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の関係者に対する資産凍結等の措置を追加的に実施することにつき、御了解願います。

○林国務大臣：次に、松村大臣。

○松村国務大臣：船舶活用医療推進本部令等について、船舶活用医療推進法の施行に向けた準備を担当する国務大臣として申し上げます。本日の閣議決定により本年6月1日に同法が施行され、全閣僚で構成される船舶活用医療推進本部の下で、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を行っていくこととなります。船舶活用医療推進法の国会審議における御議論や附帯決議を踏まえた上で、体制整備の総合的かつ集中的な推進に向け、政府全体で取り組んでいく必要があります。各閣僚の御協力をお願いいたします。

- 林国務大臣：次に、総務大臣。
- 松本国務大臣：本日、消費者物価指数を公表いたします。その主なポイントは、次のとおりです。公表時刻は8時30分ですので、その旨御留意ください。4月の消費者物価指数は、1年前に比べ2.5パーセントの上昇となりました。また、生鮮食品を除く指数は、1年前に比べ2.2パーセントの上昇となりました。どちらの指数も上昇幅については3月に続き、縮小しております。これは「生鮮食品を除く食料」を中心に上昇が続いているものの、その上昇幅が昨年9月以降縮小していることなどによるものです。
- 林国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。
- 岸田内閣総理大臣：私の海外出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり、林内閣官房長官となりますので御了知願います。
- 林国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。
引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。
御発言はございますか。
無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 { 令和 6 年 } (金)
5 月 24 日

◎ 一般案件

資 料
あ り

- 船舶活用医療推進本部の副本部長の特定及び同本部事務局職員の任命権の委任について（決定）
(内閣官房)
- 〃 ○ 地域再生基本方針の一部変更について（決定）
(内閣府本府)
- 〃 ○ 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定の効力発生のための通告について（決定）
(外務省)
- 〃 ○ 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書の効力発生のための外交上の公文の交換について（決定）
(同上)
- 〃 ○ 森林整備保全事業計画について（決定）
(農林水産省)
- 〃 ○ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第2条に基づく施設及び区域の追加提供及び新規提供について（決定）
(防衛省)
- 〃 ○ ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について（了解）
(外務・財務・経済産業省)

◎ 国会提出案件

資 料
あ り

- {
 - 1. 2023年の国際労働機関第111回総会において採択された条約に関する報告書
 - 1. 2023年の国際労働機関第111回総会において採択された勧告に関する報告書
- 〃 ○ {
 - 1. 衆議院議員中谷一馬（立憲）提出不明瞭な内閣官房報償費の諸課題に関する質問に対する答弁書について（決定）
(内閣官房)

1. 参議院議員石垣のりこ（立憲）提出伊藤信太郎環境大臣と水俣病患者団体との懇談の場における警備の在り方に関する質問に対する答弁書について（決定）（警察庁）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出特定非営利活動法人フローレンスによる養子縁組のあっせんに係る手数料と営利に関する質問に対する答弁書について（決定）（こども家庭庁）
1. 衆議院議員緒方林太郎（有志）提出地方公共団体の情報公開に関する質問に対する答弁書について（決定）（総務省）
1. 参議院議員神谷宗幣（無所属）提出本年4月28日実施の衆院補選（東京15区）における政見放送の時間帯の在り方に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出北朝鮮に拉致された日本人被害者を取り戻すための方策に関する質問に対する答弁書について（決定）（外務省）
1. 参議院議員神谷宗幣（無所属）提出我が国の排他的経済水域への中国による浮遊式障害物の設置に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員階猛（立憲）提出新紙幣導入に伴う民間企業等への支援策等に関する質問に対する答弁書について（決定）（財務省）
1. 参議院議員石垣のりこ（立憲）提出水俣病の関係団体と伊藤信太郎環境大臣の懇談の場でマイクを切ったことに関する質問に対する答弁書について（決定）（環境省）

◎ 公布（条約）

- ☆ 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアングラ共和国との間の協定（決定）（外務省）

資料
な

資料なし

☆ 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書（決定）（外務省）

◎ 公布（法律）

資料なし

☆ { 1. 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（決定）
1. 都市緑地法等の一部を改正する法律（決定）

◎ 政 令

資料あり

- 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行期日を定める政令（決定）（内閣官房）
- 〃 ○ 船舶活用医療推進本部令（決定）（同上）
- 〃 ○ 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（消費者庁）
- 〃 ○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（法務省）
- 〃 ○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（国土交通省）

◎ 人 事

資料なし

☆ 内閣総理大臣岸田文雄の海外出張について（了解）

- 資料あり
資あり
- 特命全権大使相星孝一外 1 名を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃
- 厚生労働大臣政務官塩崎彰久に第 77 回世界保健総会日本政府代表を、財務大臣政務官瀬戸隆一外 1 名にアフリカ開発銀行総務会第 59 回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理等を、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部在勤特命全権大使尾池厚之外 35 名に国際労働機関第 112 回総会日本政府代表等を命ずることについて（決定）
- 資料なし
資なし
- ☆ 齋藤正人外 1 名を簡易裁判所判事等に任命し、判事補兼簡易裁判所判事竹田泰樹外 2 名を願に依り免ずることについて（決定）
- 資料あり
資あり
- ☆ 信州大学名誉教授茅原 紘外 745 名の叙位等、叙勲又は紺綬褒章等授与について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和6年〕 (金)
5月24日

◎配布

☆消費者物価指数

(総務省)

[○署名あり ☆署名なし]